

件名	愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
主管課	道路維持課
根拠法令等	道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第32条、第39条 道路法施行令（昭和27年12月4日政令第479号）第7条
<p>【改正の概要】</p> <p>自動車に燃料としての水素を供給するための施設等の占用料を徴収するため、愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>〔改正内容〕 道路占用許可対象物件として次の物件を追加し、占用料を定める。</p> <p>① 自動車駐車場（道の駅）等に設ける水素を供給するための施設 近傍類似の土地の時価×0.034</p> <p>② 自動車駐車場（道の駅）等に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設等 近傍類似の土地の時価×0.034</p>	
施行日	令和8年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	